

地域公共交通計画（案）の策定に向けて

令和 6 年度 第 1 回防府市地域公共交通活性化協議会

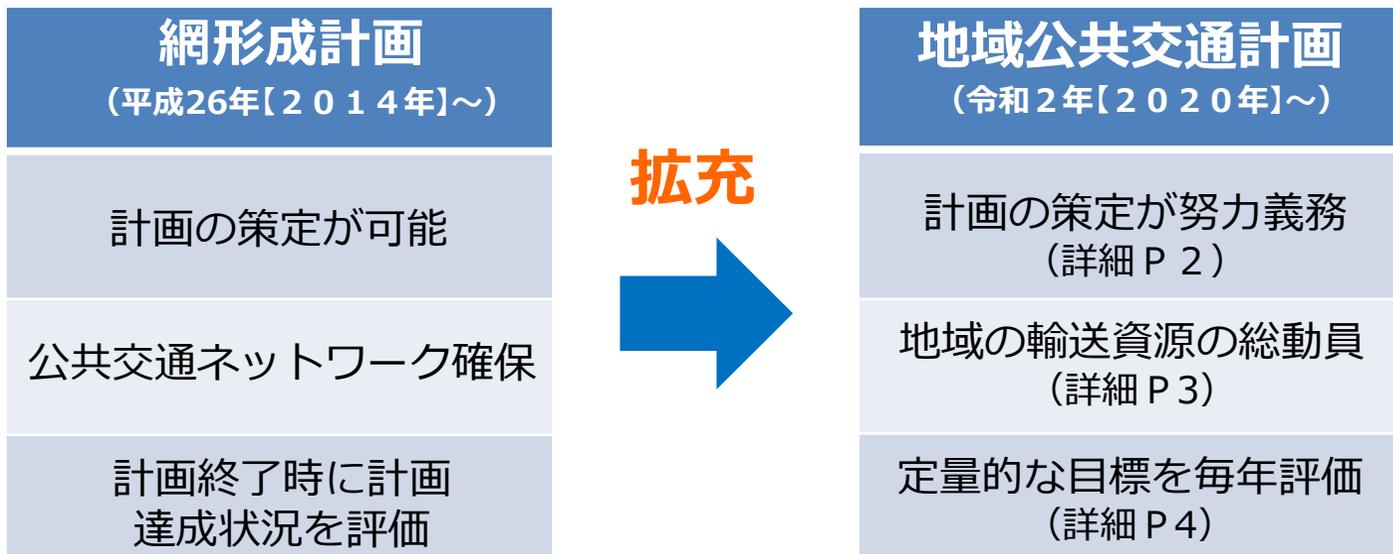
令和 6 年 6 月 2 7 日

地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）（以下「法」という。）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通マスタープラン。

地域公共交通計画と従来の計画の主な違い

地域公共交通計画は、地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画という）を基本とします。各項目をそれぞれ拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。



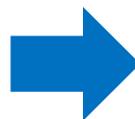
計画のポイント

① 計画策定の努力義務化

地方公共団体による策定を法的に努力義務化。
基本的に全ての地方公共団体が計画の作成や実施に取り組みます。

網形成計画

地方公共団体の作成が可能



地域公共交通計画

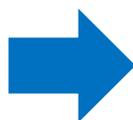
地方公共団体の作成が
努力義務化

②地域の輸送資源の総動員

従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付けます。

網形成計画

まちづくりと連携した
地域公共交通ネット
ワークの形成促進



地域公共交通計画

まちづくりと連携した
地域公共交通ネット
ワークの形成促進



地域における
輸送資源の
総動員

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

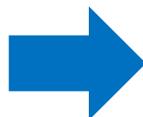


③ 定量的な目標を毎年評価（データに基づくPDCA強化）

利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づくPDCAを強化）。

網形成計画

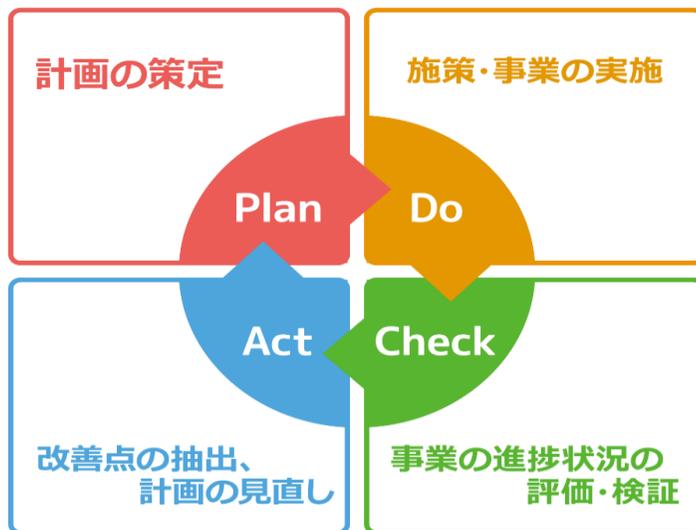
- ・ 可能な限り具体的な数値指標を明示
- ・ 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価



地域公共交通計画

- ・ 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化
- ・ 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化

PDCAサイクルイメージ



防府市では、これまで法に沿い、以下の計画を策定してきました。

- ・ 防府市生活交通活性化計画 (平成21年)
- ・ 第二次防府市生活交通活性化計画 (平成26年)
- ・ **防府市地域公共交通網形成計画** (平成30年策定)

↑ 現行計画

(令和6年3月改訂、終期令和8年3月)

当初、令和6年4月を始期とする「防府市地域公共交通計画」の策定を目指し、令和4年度から取り組んできましたが、運転士不足が一層深刻化する中、新しい計画を実行性のあるものにするためには、『運転士不足の改善が必要不可欠である』とのに至りました。

そこで、令和6年3月に網形成計画を一部変更して2年間延長し、その間に運転士不足解消に向けて取り組むこととしました。

地域公共交通計画策定の必要性

現行計画が令和7年度をもって計画期間終了を迎えるため、現行計画の最終評価・検証を行い、現在の網形成計画を刷新し、「**防府市地域公共交通計画**（以下「新計画」という。）」を現行計画の新たな計画として、策定します。

新計画は、法第6条で定める協議会である「**防府市地域公共交通活性化協議会**」で協議し、**防府市が策定**します。

【防府市地域公共交通網形成計画】

- ・対象期間：平成30年度～**令和7年度**
- ・対象圏域：防府市全域
- ・基本理念：暮らしと交流を支える 持続可能な公共交通



地域公共交通計画の法定の記載事項

【記載事項】（法§5②）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法§5④、施行規則10の2）
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5⑤））
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【記載に努める事項】（法§5③）

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

新計画は、法に基づく記載事項を踏まえ、計画を以下の内容で整理する予定です。

計画の記載事項の概要と本市における記載方針（案）

記載事項	本市における記載方針
①基本的な方針	地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、計画が目指すべき将来像と其中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。
②計画の区域	防府市全域を基本とし、現況分析及び現況整理の結果を踏まえて計画の区域を決定します。
③計画の目標	現況分析及び現況整理の結果を踏まえ、課題を整理し、課題解決及び①基本的な方針の実現のため、計画期間中に達成すべきことをまちづくり全般に係る目標及び地域旅客運送サービスに係る目標の視点から設定します。
④実施事業	①基本的な方針に沿った目標設定を行い、その達成のために実施する施策・事業を検討します。
⑤実施主体	④実施事業を実施する主体を明確にし、連携を図ります。
⑥計画の達成状況の評価	③計画の目標及び④実施事業の達成状況を社会情勢を踏まえて評価します。目標値について、実効性の高い指標を検討します。また、達成状況の評価方法・P D C Aの実施方法について整理します。
⑦計画期間	令和8年度から令和12年度 までの5年間とします。
⑧その他	その他必要な事項があれば記載します。

令和4年度～令和5年度（実施済）

- ・ **防府市の概況及び公共交通の現状整理**
 - ①概況整理
 - ②公共交通の現状整理
 - ③関連計画等の整理
- ・ **公共交通に対するニーズの把握及び検証①**
 - ①公共交通利用状況の整理・分析
 - ②アンケート調査及びヒアリング調査の企画・実施・分析
- ・ **公共交通の役割と課題の抽出①**

令和6年度

- ・ **公共交通に対するニーズの把握及び検証②**
 - ヒアリング調査及びアンケート調査の実施・分析
- ・ **公共交通の役割と課題の抽出②**

令和7年度

- ・ **地域公共交通計画（案）のとりまとめ**
 - ①基本的な方針、目標等の検討
 - ②目標達成のための施策・事業の検討
 - ③目標の達成状況の評価に関する検討
- ・ **地域公共交通計画の策定・公表**

・事業者ヒアリング調査の実施・分析

公共交通事業者へヒアリングを行い、公共交通利用者の移動に関する課題やニーズを把握します。

また、新型コロナウイルス感染症や2024年問題など、昨今の公共交通をとりまく新しい状況を考慮し、事業者としての課題についても把握します。

・高齢者向けアンケート調査の実施・分析

一般市民向けのアンケートは、令和4年10月に実施済みです。事業者からのヒアリング等から、「公共交通の利用者の多くを占めるのが高齢者である」ことから、この度は高齢者に向けたアンケートを実施します。

事業者ヒアリング調査

公共交通事業者へヒアリングを行い、移動に関する課題やニーズを把握します。

調査の目的	移動に関する課題やニーズ、現計画の評価、 新型コロナウイルス感染症や2024年問題（運転士不足）など、昨今の公共交通をとりまく新しい状況を受けて、事業者としての課題や事業者の取組等についての把握	
ヒアリング先	事業者	J R 西日本 防長交通(株) 中国ジェイアールバス(株) 山口県タクシー協会 野島海運

高齢者向けアンケート調査

70歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人を対象にアンケート調査を実施します。

調査の目的	①日常生活における移動実態、移動手段、公共交通の利用実態や改善ニーズの把握 ②新しい公共交通サービスの展開に向けた、高齢者のスマートフォン・交通系ICカード等の認知度や利用状況の把握
質問の要旨	①日常生活における移動実態、移動手段 ②公共交通の利便性に対する満足度（評価指標） ③公共交通の利用割合の把握（評価指標） ④スマートフォン・交通系ICカードの認知度・利用状況
実施方法	市内1,000人へ郵送配布 郵送又はLoGoフォームにて回収

協議会の内容（予定）

令和6年度 第1回（本日）

- ・ 地域公共交通計画（案）の策定に向けて
- ・ ヒアリング調査の企画・実施
- ・ アンケート調査の企画・実施
- ・ 策定スケジュール

令和6年度 第2回（11月予定）

- ・ ヒアリング調査結果報告
- ・ アンケート調査結果報告
- ・ 公共交通の役割と課題

令和7年度 第1回（令和7年6月予定）

- ・ 網形成計画の評価
- ・ 地域公共交通計画（案）
基本的な方針、目標
目標達成のための施策
目標の達成状況の評価

令和7年度 第2回（令和7年11月予定）

- ・ パブリックコメントの結果報告

令和7年度 第3回（令和8年2月予定）

- ・ 地域公共交通計画の確認、策定